平成２２年（フ）第６９号
山形県酒田市光ケ丘４丁目21番15号　光ケ丘マンション46号、前住所山形県酒田市宮野浦３丁目３番63号
債務者　佐藤　敏幸
1　決定年月日時　平成22年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２２年（フ）第７１号
山形県東田川郡庄内町余目字猿田78番地５和光町町営住宅301号室、前住所山形県東田川郡庄内町余目字月屋敷171番地
債務者　有馬　孝一
1　決定年月日時　平成22年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２２年（フ）第７２号
山形県酒田市亀ケ崎６丁目５番15号栄荘１号、前住所山形県酒田市高砂３丁目５番16号
債務者　遠藤フヂコ
1　決定年月日時　平成22年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２２年（フ）第３４１号
群馬県渋川市北橘町八崎228―９―102号室、住民票上の住所群馬県渋川市赤城町津久田843番地１
債務者　狩野　　真
1　決定年月日時　平成22年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第３８５号
群馬県前橋市若宮町３丁目16番８―207号　サーパス若宮
債務者　蔭山　俊司
1　決定年月日時　平成22年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第３９２号
群馬県前橋市嶺町475番地
債務者　小見由香里（旧姓吉澤）
1　決定年月日時　平成22年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第３９５号
群馬県佐波郡玉村町大字宇貫341番地３　川端荘３号棟
債務者　青木　智子
1　決定年月日時　平成22年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第３９６号
群馬県前橋市箱田町1366番地６　グリーンヒル箱田203号
債務者　平井　　修
1　決定年月日時　平成22年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第３９７号
群馬県前橋市北代田町166番地13
債務者　橋爪　由利（旧姓今井）
1　決定年月日時　平成22年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第４１７号
群馬県前橋市朝日町４丁目９番23―１―301号
債務者　菅原　啓子（旧姓石関）
1　決定年月日時　平成22年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第９５１号
埼玉県南埼玉郡宮代町川端３丁目８番６号　レオハイツ105号
債務者　澤田　春美
1　決定年月日時　平成22年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２４２号
埼玉県熊谷市石原1714番地15
債務者　椎名　康之（旧姓福島）
1　決定年月日時　平成22年８月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第２９８号
埼玉県東松山市大字早俣461番地
債務者　相原　静穂
1　決定年月日時　平成22年８月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第２９９号
埼玉県東松山市若松町２丁目６番28号　アートパレス東松山３号館―101号室
債務者　相原　哲也
1　決定年月日時　平成22年８月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第３２２号
埼玉県大里郡寄居町大字鉢形2926番地
債務者　柴田　桂子
1　決定年月日時　平成22年８月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第８７１号
千葉市稲毛区小仲台７丁目24番９―208号
債務者　前田　央江
1　決定年月日時　平成22年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第８８４号
千葉県習志野市谷津２丁目18番23号　プランドールＫ205号
債務者　高橋　寛樹
1　決定年月日時　平成22年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第９２３号
千葉県市原市牛久297番地11
債務者　常住　美之
1　決定年月日時　平成22年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係